

会議の名称	全 員 協 議 会	開催月日・令和8年6月30日 開会時間・午前・午後1時49分 閉会時間・午前・午後2時32分
出席者	河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 佐藤 健 南谷 清司 栗津 明 原 一郎 安井 智子 野口 佳宏 川柳 雅裕 後藤 國弘 堀 隆和 藤川 貴雄 豊島 保夫 南谷 佳寛 花村 隆 山田 紘治 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー		
傍聴者		
説明のために出席した者	松井市長 國枝副市長 鷲野副市長 吉村市長室長 伊藤市長 室次長 浅野危機管理課長 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	・内部統制について ・その他	

【開会＝午後 1 時 49 分】

原議長

ただいまから全員協議会を開催いたします。会議に先立ち報道機関などから傍聴の申出がありましたら、これを許可してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

原議長

では、傍聴を許可いたします。では初めに、市長室長から報告願います。

市長室長

それでは、内部統制につきまして、ご報告させていただきます。内部統制につきましては、令和 7 年度羽島市内部統制運用状況報告書を取りまとめましたので、ご報告申し上げます。

内部統制とは、事務などに潜むリスクを把握し、未然防止、早期発見、是正、再発防止につなげるための仕組みです。本市では平成 27 年から基本方針を定め、職務執行の適正化や不祥事の未然防止に努めてきました。

1 点目の取組状況についてです。令和 7 年度までに全職員があらかじめ想定し、抽出したリスクは 1,829 件で、令和 7 年度に新たに 5 件の共通リスク、7 件の個別リスクを追加しました。

2 点目の欠陥事案についてです。欠陥事案は、リスクの管理上において総合的な観点から判断して大きく影響があったと考えられる案件であり、発生、発覚時に報道機関や議会への報告を行ったものを取り扱っております。

令和 7 年度に発覚した欠陥事案は、令和 7 年 5 月 27 日に文書で議会に報告しました NHK 放送受信契約に係る事案、もう 1 件が、令和 7 年 6 月 27 日の全員協議会でご報告しました時間外勤務手当に係る事案の 2 件であります。対応策については、再発防止に努めております。

3 点目のリスク対応についてです。職員教育にも力を入れ、研修を年間 45 回開催し、延べ 1,073 人が受講しました。

4 点目の内部統制の評価についてです。評価にあたっては、課長による自己評価を行い、部局長が抽出リスク対応策についての最終評価を実施し、令和 7 年度中における内部統制については、欠陥事案である NHK 放送受信契約に係る事案と時間外勤務手当に係る事案について、重大な不備ありと評価をしました。

	再発防止策についての改善、定着状況を精査したところ、いずれの事案も再発防止策が講じられており、改善、定着していることを確認しました。これを受け、市長による総合評価を行い、令和7年度中における内部統制については、この2件を重大な不備と整理しました。そのため、当該不備に係る事務については、内部統制は評価対象機関において一部有効に運用されていないと判断しました。 いずれの事案についても再発防止策が講じられており、評価基準日においては是正されていることを確認しました。当該不備を除く事案に係る内部統制については、評価対象機関において有効に運用されていると判断し、内部統制報告書を作成しました。 5点目の今後の方針についてです。引き続き、PDCAサイクルにより、欠陥事案の未然防止と早期発見及び適切な対応を図っていく方針です。今後の手続としましては、監査委員の審査を経て、意見を付し、内部統制の評価結果を改めて後日議会へ提出し、公表するものであります。現在、監査委員へ提出し審査に付しているところでありますので、よろしくお願いいたします。
原議長	ただいまの報告について、何かご質問等はございますか。よろしいでしょうか。 〔発言する者なし〕
原議長	その他、執行部からございませんか。 〔発言する者なし〕
原議長	執行部の皆様、ありがとうございました。ご苦勞様でございました。 〔執行部退席〕
原議長	次に、その他として議会運営委員長から報告願います。
藤川議会運営委員長	6月23日に開催した内容についてご報告申し上げます。議会運営委員会では、羽島市議会ハラスメント防止に関する指針について協議し、配付してあります指針案で運用していくという結論となりましたので、ご報告申し上げます。 また、定例会の日程について協議し、配付してあります

	日程案のとおり、9月定例会の日程に加え、12月、3月の定例会の日程についても事務局案という形で議員の皆様にお伝えし、今後の活動予定の参考としていただきたいと思いますと考えております。 なお、あくまで事務局案ですので、公務の都合などにより変更する場合も想定されます。また、正式な会期日程は、各定例会前に開催される議会運営委員会で決定しますので、取扱いには十分ご留意願います。 最後に、議場における服装について、ポロシャツ等の軽装の可否について協議しました。委員会では、Tシャツは不可、襟のあるシャツやポロシャツなどはよい、議場では今までどおりでよい、など様々な意見が出され、全議員に意見を聞いて協議すべきであるとの結論となりました。以上、ご報告とさせていただきます。
原議長	それでは、ただいまの報告のうち、羽島市議会ハラスメント防止に関する指針について、事務局から説明願います。
議会総務課員	羽島市議会ハラスメント防止に関する指針という資料をご覧ください。こちらの資料からかいつまんで簡単にご説明させていただきます。 まず、資料の説明の前にこの指針の位置付けについてですが、こちらは既に制定されている条例や規程の補足資料であり、条例や規程に記載されていることを詳細に説明するためのものになります。また、議員という立場を考慮して、基本的には皆様が加害者とならないように、議会や議員として、今後こういったことに気を付けていきますというような、対外的に議会や議員の立場を発信するものであるとも考えております。ですので、皆様が被害者になる前提の書きぶりはしておりませんので、その点をご留意願います。 それでは説明させていただきます。4ページをご覧ください。このページでは、ハラスメント防止のための基本方針ということで、条例の前文に掲げられている決意文をより具体化した方針として掲げております。具体的には、まず、ハラスメントを未然に防ぐための組織風土の醸成、次に、被害者保護の観点から相談者に配慮した相談体制の運用、最後に、ハラスメントと思われる事案が発生した場合の迅速かつ適切な対応の三つを方針として掲げております。 次に、6ページをお願いします。6ページから15ページ目までは、条例で定められている五つのハラスメントにつ

いて、こういった行為がそれぞれのハラスメントに該当するのかを判断するための「判断のポイント」や「具体的な事例」を記載しております。この場で個別のハラスメントについての詳細な説明は省略させていただきますが、この指針のテキストボックス、一本線で囲ってある文章については、羽島市議会のハラスメント条例や規程、厚生労働省のホームページや通知文、人事院のホームページといった専門的で信頼性の高い情報源から引用しているものになります。

15 ページ目までざっと見ていただくと、基本的にはこのテキストボックスで囲ってあるものばかりだと思います。したがって、議会事務局が独自の基準でこういった指針を作り、運用を進めていくわけではなく、全国的に広く参考とされている基準を基に運用するということで、何か事務局が恣意的に作成したわけではないので、それだけにご承知いただきたいと思います。

8 ページ目については、二重線で囲ってあるテキストボックスがありますが、こちらについては、生成 AI を用いて具体的な事例等を生成したものになりますのでお願いします。

次に、17 ページをお願いします。ここから 25 ページ目までは、実際にハラスメントが発生してしまったときの対応の流れが書いてあります。こちらについては、条例や規程に書いてあるものを平易な言葉で説明してあり、相談員の心がけや、相談員がこういった聞き取りを行うのかなどが書いてある事務的な話ですので、説明は割愛させていただきます。

最後の 26 ページ目に、参照したものとテキストボックスの使い分け方についての説明が書いてあるというのが今回の指針の形になります。

以上で指針の説明は終わりですが、議会運営委員会でも話させていただいたので、せっかくですので少しお話をさせていただきます。

条例を制定した後から「これはハラスメントだ」というような話を皆様がよくされていると感じております。基本的にハラスメント条例は被害者保護のためにあるものですので、相手をやっつけようとするような使い方は、当然しないようにお願いしたいと思います。皆様には高い倫理観を持って、この条例の運用に当たっていただきたいと思います。これまで研修もたくさん受講されたと思いますので、この指針を読んでいただき、冷静に判断していただきたいと思います。

	えております。
原議長	それでは、羽島市議会ハラスメント防止に関する指針について、何かご意見等はございますか。
佐藤議員	最後の引用のところで伺います。この引用ですが、URL 等がないので、出典として安定していないのではないかという点が一つあります。あと、パンフレットについて、何年のものという記載があるとよいと思っております。
議会総務課員	今回お認めいただいた後に、URL は追加させていただきたいと思います。
河崎議員	25 ページのフローチャートを見させていただきまして、中段くらいでしょうか。相談による振分けで、相談のみの場合、相談の対応終了とあり、そのとおりだと思うのですが、とはいえ相談があったということで、例えばリストと言いますか、公開はしないけれどもこういう形の相談がありましたというインデックスのようなものが、あるべきではないかと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。
議会総務課員	条例を作ったときに、被害者保護が最優先であるということで、相談したことそのものも被害者にとって知られたくない情報ということもあります。なので、基本的には相談者の同意の上で何事も進んでいく形をとっております。 これについては、例えば全議員にハラスメントがありましたといったことをお伝えすることは恐らくないと考えております。ただ、議長には報告することになりますので、議長のほうで把握しておく、また、事務局の相談員のほうでも記録として把握しておくという形にとどめることになると思います。 個人が特定されない範囲内で皆様にお伝えすることがどこまでできるか分かりませんが、そこは運用で対応していくことになると思います。ハラスメントがあったという事実だけお伝えするという事となら、問題はないと思います。
河崎議員	おっしゃるとおりで、個人情報の保護という観点において、全議員に公開すべきでない部分は公開しなくてよいと思います。ただ、事象としてどういうことがあったかという点と、似たような事例が何らかのケースで出てくる可能性もありますので、何があったかという記録だけはあって

	しかるべきではないかと思います。 その運用管理的な話も出てくると思いますので、そこはまた検討が必要かもしれませんが、よろしくお願いいたします。
原議長	ほかにございませんか。 〔発言する者なし〕
原議長	続きまして、会期日程案について何かご意見等はございますか。
佐藤議員	会期が始まる日というのは、「議会初日」と書いてある日であると理解してよろしいでしょうか。
原議長	そうです。
佐藤議員	早くスタートしましょうという話が、議会だよりの関係で出ておりますので、一部の定例会については前月の割と早い時期になっているものもあると感じております。 会期の名称について、9月議会あるいは12月議会、3月議会と名付けられていますが、この名称はこのままでよろしいのでしょうか。
議会総務課長	名称については今までどおりです。
佐藤議員	今までどおりというお話もございましたが、市民にとってより分かりやすくするという観点から申し上げますと、やはり市民が第一だと思いますので、2・3月定例会など、名称の変更も検討してもよいのではないかと考えたのですが、いかがでしょうか。
議会総務課長補佐	会期については、正式には資料に記載してあるとおり回数になります。例えば、今回は「第3回定例会」というのが正式な名称です。そして定例会は年に4回行うということが条例で決まっておりますので、それが3月、6月、9月、12月という決め方をしておりますので、これまでどおりでよいかと思います。その月の間に定例会が行われれば大丈夫であると考えております。
原議長	ほかによろしいでしょうか。

	〔発言する者なし〕
原議長	続きまして、議場における服装について、何かご意見等はございますか。
野口議員	実は今日、ポロシャツで行こうかなと思ったのですが、今日議論して結論を出すのに、さすがにポロシャツで行って委員長報告をするというのはやってはいけないと思ひまして、フル装備でやらせていただきました。 一般質問のときは汗をかくんですよ。言いたいことがたくさんあるときは滝のごとく汗が出るので。そういうことを事務局には前々からご相談させていただいておりました。そうしたら事務局から、「野口議員、令和3年の全員協議会の際に、ポロシャツ着用に反対されてましたよ」ということも言われました。しかし、前言撤回させていただき、どうかポロシャツでやらせていただきたいと思います。 これは別に全員がポロシャツにするということではなく、選択制ということです。自分はスーツを着るという方がいらっしゃっても全く構いませんが、暑がりの議員はポロシャツでやらせていただきたいと思います。暑い時期だけで結構でございます。よろしくお願いいたします。
川柳議員	襟はあるべきかとは思いますが私は自由でよいと思っております。ただ、自由というのは、例えば東証の大発会的时候は着物を着ておられる女性がいます。日本の和を大事にするような服装で来られる方を私は非難できませんので、ここにいる皆様はモラルを持っていると思います。無茶苦茶な格好をしてくる人がいれば、そのときに対処すればよいと思っております。
佐藤議員	議員き章の関係も併せて検討しないといけないと考えております。シャツにした場合、き章をどこに着けるのか、あるいは着けなくてもよいとするのか。 また、執行部の方々のき章の着用状況を見てみますと、着けていらっしゃらない方もおられます。それを問題視しようとは思っておりませんが。 先ほど野口委員から、令和3年のときと違う意見になったというお話もありましたが、全く矛盾だとは思っていません。温暖化の影響なのか本当に毎年暑くなっておりますので、この提案はよいことだと思っております。

藤川議員	一方で、き章については、スーツではないとき、シャツだけのときにあえて着けるのかというのは、やや疑問にも思います。服に穴が開いてしまうので、それも併せて検討が必要なのではないかと思います。 気温の感じ方や体調など、服装はそれぞれで考えてその日の服を選ばれると思いますが、個人差がありますので、柔軟な対応がとれるとよいのではないかという思いはあります。 ただ、議場での服装ですので、例えばポロシャツにいろいろな文字が入っていてメッセージ性があるとなると、また考えなければいけないところもあります。何か意図してその服を着てきたと取られかねないような服装は差し控えるなど、議会の品位の保持を考えた上で服装は選ばなければいけないという意見は持っております。
安井議員	男性はポロシャツでよいと思うのですが、女性はブラウスでもよしとしていただけたら私は嬉しいです。
佐藤議員	議会が少しラフな服装になったのに執行部だけ従来どおりというのも違和感がありますので、議会として緩和する場合は、執行部も同様に緩和すべきではないかという気もしております。
原議長	令和４年３月３０日に通達が来ております。執行部のほうは公務員として品位を失わない節度ある服装をするという範囲内で緩和されています。
川柳議員	私は賛成です。例えば役所の皆様がシビックプライドというポロシャツを着たりされるのは、本当に羽島市役所として誇りだと思います。 藤川委員がおっしゃったようにメッセージ性があるということについてですが、みんなでやっているイベントを盛り上げようというメッセージはどんどん取り入れてやるべきだと思います。メッセージ性に関しては、それを今着てよいかどうかという判断を、皆様の中でしてもらえばよいと思います。
藤川議員	私の意見の補足をさせていただきますが、川柳議員がおっしゃるように前向きな感じであればよいのですが、例えば私の意図したことは、「何々反対」とか、「何々は何々す

	べきだ」のような文字が入ったものや、政治活動のロゴが入ったようなものは議会で着る服装としてはふさわしくないと考えますので、そういった意味でメッセージ性ということを申し上げました。
山田議員	品位とは何かということから議論していったらよいと思います。例えば極論を言うなら、告別式に T シャツで行っても品位なのか、あるいはできるだけ黒い背広で行くのか、そういったことが問われるわけですね。 ただ漠然と品位と言ったところで、それぞれの議員や市民の方、みんな認識が違うと思うのです。だからその品位はどこまでなのか、決めなければいけないと私は思います。
原議長	具体的にはどういったことでしょうか。
山田議員	私のように人生 80 歳近くまで来ると、一般常識やこれまでの伝統、文化、そういうものを守ることが品位だと思っております。
安井議員	職員が 70 周年記念でお揃いのポロシャツを着たように、議員もそろえるのも一つの手だと思います。
山田議員	いつまでも議論しているわけにはいきませんが、品位とは何なのか、それぞれが考えればいいんですよ。ポロシャツはおかしいとかは市民が見て決めますから、議員の立場を考えて決めればいいと思います。 それか、一時考えたことがあるのですが、先ほどポロシャツという話がありましたよね。例えば夏になったらアロハシャツで揃えるとか、そういう提案ならよいと思っております。
原議長	皆様のご意見を伺いました。品位を失わない節度ある服装ということで、あとは個別の責任においてやっていただくという形で、申合せになりますが、いかがでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
川柳議員	被災地を取材していると、内閣府や衆議院、防衛省、国土交通省などと背中に書いた方々が一生懸命活躍しているのを見て、羽島市議会もそういうものがあるとよいと思ったことがありますので、付け加えておきます。

原議長	そのほかに何かございませんか。
野口議員	定例会で市の魚にイタセンパラを、というお話をさせていただいて、もう市の魚にするという感じで岐阜新聞には載っていました。 ただ、その前にアクア・トトぎふの池谷館長をお呼びして、イタセンパラの生態などについて勉強会を開催させていただきたいと思っております。議長には先日お話をさせていただいたのですが、詳細等を説明していただき、質問の時間を設けて、イタセンパラがどういう魚なのかという学習の場を設けさせていただきたいと思ひまして、まず勉強会を開催させていただくことはご了承いただけますか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
野口議員	もちろんご参加いただきたいですが、勝手に何をやっているのだと言われないうちに話をさせていただいております。7月21日火曜日の13時半からで、時間は1時間少々です。
原議長	そのほかに何かございませんか。
近藤議員	不二羽島文化センターについてはご存知のとおり、公益財団法人羽島市地域振興公社が指定管理を受けて管理、運営していますが、先日お邪魔したところ、たまたま市の職員がいらっしゃって、館長という名札を付けられていたのです。不二羽島文化センターには既に別の職員が派遣されていますし、元総務部長もいらっしゃいます。 何が言いたいかと言いますと、公益財団法人羽島市地域振興公社は羽島市とは違った団体で、指定管理を受けて、年間1億5,000万円ほどのお金を使って運営されていると思うのですが、そこの館長を現職の市の職員が派遣されてやっているということです。このやり方はおかしいので、私も経験がありますが、監査委員にもしっかりと指摘していただき、議会へ報告していただきたいと思ひます。 指定管理をお願いしている以上、こういう形は明らかに間違っていると思ひます。責任者の館長を市の職員がやっている、その経緯などを議会としてしっかりとチェックして、議長から皆様に報告していただけないでしょうか。これは要望です。

原議長	ほかにございませんか。 〔発言する者なし〕
原議長	以上で全員協議会を終了いたします。ご苦労様でした。 【閉会＝午後 2 時 32 分】